総合事業に関わる契約書等の作成の際の留意点

**１．定款の記載について**

（１）総合事業を定款に記載する場合の記載例

　　　・**「訪問型サービス（第１号訪問事業）」**（※１）

　　　・**「通所型サービス（第１号通所事業）」**（※１）

　　　　（※１）　緩和サービスを実施する場合

　　　・**「第１号訪問事業【介護予防訪問介護相当】」**（※２）

　　　・**「第１号通所事業【介護予防通所介護相当】」**（※２）

　　　　（※２）　緩和サービスを実施しない場合

（２）既に「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」の記載があれば、そのまま「みなし指定」となるため、総合事業の指定申請書類として定款を求めることはありませんが、みなし指定の有効期間以降は、指定基準により指定の更新を受けなければならず、この更新までに定款への記載をしておく必要があります。

　　（注）平成２７年４月以降、介護予防サービスの新規指定を受けた場合には、みなし指定の対象とならないため、総合事業を実施するために総合事業について新規指定が必要。

**２．運営規定等の記載例**

（１）　介護予防・日常生活支援総合事業を実施する場合、

「介護予防訪問介護」

⇒**「訪問型サービス（第１号訪問事業）」**（※１）

（※１）多様なサービスを実施する場合

**⇒「介護予防訪問介護に相当する第１号訪問事業」**（※２）等になります

（※２）多様なサービスを実施しない場合

（２）　介護予防・日常生活支援総合事業を実施する場合、

「介護予防通所介護」　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⇒**「通所型サービス（第１号通所事業）」**（※１）

（※１）多様なサービスを実施する場合

**⇒「介護予防通所介護に相当する第１号通所事業」**（※２）等になります

　　　　　（※２）多様なサービスを実施しない場合

（３）　介護予防・日常生活支援総合事業を実施する場合

「介護予防サービス計画（もしくは介護予防支援）」

⇒**「介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメント」**

（４）　介護予防・日常生活支援総合事業を実施する場合

「介護予防訪問（通所）介護サービス」

⇒**「訪問（通所）型サービス」**

**３．その他**

（１）　関係法令（介護保険法第115条45（地域支援事業）、介護保険施行規則（法第115条の45第1項の厚生労働省で定める基準）等）や総合事業ガイドラインを参考に総合事業としての目的を加えることが望ましいと考えます。

（２）　総合事業単独で作成する必要はなく、内容の統合性がとれていれば現在の介護予防サービスと一体的に作成することも可能です。